

## ティーファス駐車場利用規定

株式会社ティーファス（以下「当社」という）が管理する時間貸駐車場（ロック式、車両ナンバー認識等カメラ監視式及びゲート式時間貸無人駐車場）は、本規定にしたがって利用頂きます。但し、駐車場に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

### 1. 駐車スペースの提供

駐車場は、車両を短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預りするものではありません。また、当社の承諾なく、ティーファス駐車場において営業行為を行うことを禁止します。

### 2. 免責

当社は、ティーファス駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。当社は、ティーファス駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両もしくはその付属物もしくは積載物に起因して被った損害、その他ティーファス駐車場で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

### 3. 駐車時間

ティーファス駐車場は、短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は最長 4 8 時間までとします。継続して 4 8 時間を超えて駐車しないでください。但し当社に事前に承認を受けた場合、または駐車場に別途駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

### 4. 駐車することができる車両

- (1) ティーフラス駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

	車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
平地に設置する 駐車場の場合	3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以上 2.0m以下	15 cm以上 25 cm以下	2.0t 以下
自走式立体駐 車場の場合	3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以上 2.0m以下	15 cm以上 25 cm以下	2.0t 以下

- (2) 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- ① 最低地上高が 25 cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両
- ② オートレベリング機能等を有し、車両高、幅、長が変化する車両
- ③ エアパーツ装着車等ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれがある車両(ロック式駐車場の場合)
- ④ 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両
- ⑤ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両
- ⑥ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両

- ⑦ 仮登録中の車等、車体の特定が困難な車両
  - ⑧ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両で、駐車場施設又は機器に損害を発生させるおそれのある車両
  - ⑨ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両
  - ⑩ 危険物、有害汚染物質、その他安全あるいは衛生を害する恐れのあるもの又は悪臭の発生もしくはその原因となる物を積載した車両。
- (3) 上記規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。
- (4) 自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。但し駐車場に、特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は駐車することができます。
- (5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

## 5. 駐車料金

- (1) ティーフラス駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。
- (2) 駐車時間は、ロック式・車両ナンバー認識等カメラ監視駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースの入庫から出庫までの時間、またゲート式駐車場の場合は駐車場構内への入場の際の発券時から出場の際の収券時までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払機等によりお支払いください。間違った駐車番号を押して精算された場合の責任は負いません。この場合、再度正しい駐車番号にてご精算ください。
- (4) ロック板やゲートの状況にかかわらず、精算手順に従った精算行為を行ってください。
- (5) 駐車券を紛失した場合は、3万円を上限（具体的な金額は、駐車場によって異なります）として、駐車料金をお支払の上、出庫頂きます。また最長駐車時間を越えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払頂きます。

## 6. 駐車方法

- (1) ティーフラス駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法に従い、示された駐車スペースに駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。駐車スペース以外での不正駐車を発見した場合、当社は、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (2) 駐車場が満車の場合等に駐車場で「入り待ち」をしないでください。（ロック式）（車両ナンバー認識等カメラ監視駐車場）
- (3) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当社が別途承諾する場合はこの限りではありません。

## 7. 不正出庫

ティーフラス駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫し又駐車場以外へ移動したときは、その利用者は当社に対し、駐車料金のほか反則金として金5万円のお支払をいただきます。

## 8. 放置車両

- (1) 時間貸利用者が予め当社への届出を行うことなく48時間を超えて車両を駐車している場合、当社はこれらの利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、当社が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができるものとします。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒みもしくは引き取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により当社が指定する日までに車両を引き取ることを請求することができるものとします。この場合、利用者は当該車両の引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡し請求又はその他の名目いかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) 前2項の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、上記（1）の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、上記（1）の場合において、利用者又は所有者等を確定するために必要な限度において車両（車内を含む）を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、上記（1）の場合において、管理上支障のあるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして利用者及び所有者等を確定することができない場合には、車両を売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。また利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときも、同様とします。この場合において車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、上記（7）の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金ならびに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとします。

## 9. 利用者の賠償責任

ティーファス駐車場の利用者が駐車場内に掲示された注意事項等あるいは本規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益含む）を賠償していただきます。

## 10. 本規定の改定

本規定について関係法令の改廃、社会事情の変化等により当社が本規定の改定を必要と判断した場合には、合理性を有する範囲で本規定を改定することができるものとします。当社が規定の改定をした場合には、当社のホームページ等で規定の変更内容について1ヶ月以上予告掲載することとし、予告期間終了後は、

新规定が適用されるものとする。

\* 当社は、第4条（1）の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合は、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

以上

■改定履歴

2014 制定

2019.10.01 改定(全面改定)

2020.03.01 改定(「10.本規定の改定」を追加)